

函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域密着型サービス拠点等を整備する場合における当該整備等に要する経費に係る補助金の交付に関し、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和43年函館市条例第5号）、社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和43年函館市規則第17号）および函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、函館市介護保険事業計画に基づき、別表の施設等を設置する者で、市長が適当と認めた者（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 認知症対応型デイサービスセンター（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号。以下「省令」という。）第4条第3号に規定する認知症対応型通所介護の事業を行う施設をいう。以下同じ。）を整備する事業
- (2) 小規模多機能型居宅介護事業所（省令第4条第4号に規定する小規模多機能型居宅介護の事業を行う拠点をいう。以下同じ。）を整備する事業
- (3) 認知症高齢者グループホーム（省令第4条第5号に規定する認知症対応型共同生活介護の事業を行う施設をいう。以下同じ。）を整備する事業
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所（省令第4条第6号に規定する複合型サービスの事業を行う拠点をいう。以下同じ。）を整備する事業
- (5) 地域密着型特別養護老人ホーム（省令第5条第1号に規定する特別養護老人ホームであって、その入所定員が29人以下であるもの

- をいう。以下同じ。)を整備する事業
- (6) 既存の小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業
- ア 小規模多機能型居宅介護事業所
 - イ 有料老人ホーム
- (7) 認知症高齢者グループホーム, 小規模多機能型居宅介護事業所, 看護小規模多機能型居宅介護事業所または地域密着型特別養護老人ホームを整備しようとする事業者に対する施設の開設等準備に係る事業
- ア 開設前の看護・介護職員等の雇い上げ費用(最大6ヶ月まで)
 - イ 開設のための普及啓発費
 - ウ 職員の募集経費
 - エ 開設に当たっての周知・広報費用(パンフレット等のPR費用)
 - オ 開設準備事務経費
 - カ その他開設の準備に必要な経費(備品購入費等)
- (8) 介護療養型医療施設の介護医療院への転換をしようとする事業者に対する施設の転換準備に係る事業
- ア 転換前の看護・介護職員等の雇い上げ費用(最大6ヶ月まで)
 - イ 転換のための普及啓発費
 - ウ 職員の募集経費
 - エ 転換に当たっての周知・広報費用(パンフレット等のPR費用)
 - オ 転換準備事務経費
 - カ その他転換の準備に必要な経費(備品購入費等)
- (9) 既存の特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修を支援する事業
- (10) 介護療養型医療施設から転換して介護医療院の改修整備(既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものであること。)をする事業
- (11) 認知症高齢者グループホーム等における耐震改修等の防災補強改修および利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業

- ア 認知症高齢者グループホーム
 - イ 小規模多機能型居宅介護事業所
 - ウ 地域密着型特別養護老人ホーム
 - エ 認知症対応型通所介護事業所
- (12) 高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備をする事業
- ア 特別養護老人ホーム
- (13) 高齢者施設等の防犯対策および安全対策を強化するためブロック塀等改修整備をする事業
- ア 軽費老人ホーム
- (14) 介護施設等における感染症拡大防止を図るため簡易陰圧装置を設置する事業
- ア 特別養護老人ホーム
 - イ 介護老人保健施設
 - ウ 介護療養型医療施設
 - エ 養護老人ホーム
 - オ 認知症高齢者グループホーム
 - カ 小規模多機能型居宅介護事業所
 - キ 特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所
- (15) 高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染症拡大防止のための個室化改修支援事業
- ア 老人短期入所施設
- (16) 介護施設等における新型コロナウイルスの感染症拡大防止のためのゾーニング環境等の整備事業
- ア 特別養護老人ホーム
 - イ 介護老人保健施設
 - ウ 養護老人ホーム
 - エ 地域密着型特別養護老人ホーム
 - オ 認知症高齢者グループホーム
 - カ 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける施設）
- (17) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う I C T等の導入を支援する事業

- ア 特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室
 - イ 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上の有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅）
 - ウ 地域密着型特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室
 - エ 小規模（定員29人以下）な介護付きホーム（有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）
 - オ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (18) 介護施設等における看取り環境整備推進事業
- ア 介護付きホーム
 - イ 地域密着型特別養護老人ホーム
 - ウ 小規模（定員29人以下）な介護付きホーム
- （補助対象経費，基準額，および補助金の額）

第4条 補助の対象となる経費および基準額は，別表のとおりとする。

ただし，次に掲げる費用については，補助の対象としない。

- (1) 土地の買収または整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎，車庫または倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備費として適当とは認められない費用

2 補助金の交付額は，前条各号に掲げる事業ごとに，別表に定める基準額（前項の規定により加算される額がある場合は，当該額を加えた額）と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と，総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は，寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に別表に定める補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）とする。

ただし，地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づき交付される交付金または地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の額（第3条第12号および第13号の事業の場合は，同交付金の額に2分の3を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。））を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別記第1号様式の申請書(第3条第7号および8号の場合は別記第2号様式)に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 第3条第1号から第5号までおよび第7号に掲げる事業を行う場合

ア 事業整備計画書(別記第3号様式)

イ 事業スケジュール

ウ 事業整備申請額内訳書(別記第4号様式)

エ 収支計画書(別記第5号様式)

オ 設計図書

カ 土地登記事項証明書

キ 賃貸借契約書等の写し。ただし、借地上の建築物を増改築する場合は、土地所有者の承諾書の写し。

ク 土地売買契約書または仮契約書の写し(購入予定の場合に限る。)

ケ 補助事業者の定款、規約、役員履歴および収支予算書

コ 事業運営方針等の書類

サ 直前3年の損益計算書および貸借対照表またはこれらに準ずる資産状況を示す資料

シ 別に国または他の地方公共団体から助成を受け、または受けようとする場合には、その助成内容を記載した書類

ス その他市長が必要と認める書類または図書

(2) 第3条第6号および第8号から第18号までに掲げる事業を行う場合

ア 事業整備計画書(別記第3号様式)

イ 事業スケジュール

ウ 事業整備申請額内訳書(別記第4号様式)

エ 設計図書

オ 別に国または他の地方公共団体から助成を受け、または受けようとする場合には、その助成内容を記載した書類

カ その他市長が必要と認める書類または図書

(補助金の決定の通知)

第6条 交付規則第10条の規定による通知は、別記第6号様式によりするものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、交付規則第9条第1項各号に掲げる条件のほか、同条第2項の規定に基づき必要と認める条件を付するものとする。

(補助事業の変更等の申請)

第8条 交付規則第9条第1項の規定により交付決定に付された条件に基づく変更、中止等の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 交付規則第9条第1項第1号の規定による変更の申請 別記第7号様式

(2) 交付規則第9条第1項第2号の規定による中止または廃止の申請 別記第8号様式

(事業着手等の手続)

第9条 補助事業者は、事業に着手したときは、事業着手届(別記第9号様式)を、当該事業が完了したときは、事業完了届(別記第10号様式)をそれぞれ速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 交付規則第17条に規定する補助事業等実績報告書は、別記第11号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

(1) 事業精算書(別記第12号様式)

(2) 事業実績内訳書(別記第13号様式)

(3) 精算額算出調書(別記第14号様式)

(補助金の額の確定通知)

第11条 交付規則第18条第2項の規定による通知は、別記第15号様式によりするものとする。

(仕入控除税額の報告等)

第12条 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補

助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第16号様式の報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本社、本所等の本部で消費税および地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、市長は、当該仕入控除税額の全部または一部を市に納付させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年3月13日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年3月12日から施行する。
- 3 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年3月16日から施行する。
- 5 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成22年11月4日から施行する。
- 7 この要綱は、平成22年11月26日から施行する。
- 8 この要綱は、平成23年2月25日から施行する。
- 9 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 10 この要綱は、平成24年6月29日から施行する。
- 11 この要綱は、平成24年9月25日から施行し、第3条(5)の規定は、同年4月1日から適用する。
- 12 この要綱は、平成24年10月9日から施行する。
- 13 この要綱は、平成24年12月18日から施行する。
- 14 この要綱は、平成25年3月13日から施行する。
- 15 この要綱は、平成25年6月27日から施行する。
- 16 この要綱は、平成25年9月17日から施行し、別表(第4条関係)の規定は、同年4月1日から適用する。

- 17 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 18 この要綱は、平成26年8月1日から施行し、別表（第4条関係）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 19 この要綱は、平成27年9月11日から施行し、別表（第4条関係）の規定は、同年4月1日から適用する。
- 20 この要綱は、平成28年9月13日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 21 この要綱は、平成29年1月12日から施行する。
- 22 この要綱は、平成30年6月8日から施行する。
- 23 この要綱は、平成30年12月10日から施行する。
- 24 この要綱は、平成31年3月6日から施行する。
- 25 この要綱は、令和元年9月12日から施行する。
- 26 この要綱は、令和2年9月11日から施行する。
- 27 この要綱は、令和3年4月28日から施行する。
- 28 この要綱は、令和3年12月8日から施行する。
- 29 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 30 この要綱は、令和4年9月13日から施行する。
- 31 この要綱は、令和5年9月13日から施行する。
- 32 この要綱は、令和6年12月23日から施行する。

別表（第4条関係）

施設等の種類	基準額	対象経費	補助率	
認知症対応型デイサービスセンター	14,500千円	施設等の整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）	10 ／ 10	
小規模多機能型居宅介護事業所	41,812千円			
認知症高齢者グループホーム	32,000千円			
看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,000千円			
地域密着型特別養護老人ホーム	4,270千円×定員数			
既存の小規模福祉施設等におけるスプリンクラー設備等を整備する事業				10 ／ 10
スプリンクラー設備				
1,000㎡未満の場合	9,260円（対象施設ごと1㎡あたり） ×延床面積（㎡）			
1,000㎡未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	9,260円（対象施設ごと1㎡あたり） ×延床面積（㎡） （加算） 消火ポンプユニット等を設置する場合 2,320千円			
300㎡未満の小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホームに自動火災報知設備を整備する場合	1,030千円 （対象施設ごと）			
500㎡未満の小規模多機能型居宅介護事業所、有料老人ホームに消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	310千円 （対象施設ごと）			
認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所または地域密着型特別養護老人ホームを整備しようとする事業者に対する施設の開設等準備に係る事業	621千円×定員数 小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、宿泊定員数	施設等の円滑な開設等（介護療養型医療施設の円滑な転換を含む。）に必要な需用費、使用料および賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料または工事請負費	10 ／ 10	
介護療養型医療施設の介護医療院への転換をしようとする事業者に対する施設の転換準備に係る事業	219千円×転換床数			
既存の特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護のための改修を支援する事業	700千円×整備床数	改修等に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等をいい、その額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）	10 ／ 10	
介護療養型医療施設から転換して介護医療院の改修整備（既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの	改修 1,115千円×転換床数			

であること。) をする事業			
認知症高齢者グループホーム等における利用者等の安全性確保の観点から行う防災改修等を実施する事業			10 / 10
認知症高齢者グループホーム, 小規模多機能型居宅介護事業所および認知症対応型通所介護事業所	7,730千円×1施設		
地域密着型特別養護老人ホーム	15,400千円×1施設		
高齢者施設等の非常用自家発電設備の整備をする事業			3 / 4
特別養護老人ホーム	右記対象経費同額		
高齢者施設等の防犯対策および安全対策を強化するためブロック塀等改修整備をする事業			3 / 4
軽費老人ホーム	右記対象経費同額		
介護施設等における感染症拡大防止を図るため簡易陰圧装置を設置する事業			10 / 10
特別養護老人ホーム, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, 養護老人ホーム, 認知症高齢者グループホーム, 小規模多機能型居宅介護事業所および特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所	4,320千円×台数 (台数は定員数が上限。)		
高齢者施設等における多床室の新型コロナウイルスの感染拡大防止のための個室化改修支援事業			10 / 10
老人短期入所施設	978千円×整備床数		
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備事業			10 / 10
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング事業	1,000千円×1か所		
従来型個室・多床室のゾーニング事業	6,000千円×1か所		
2方向から出入りできる家族面会室の整備事業	3,500千円×1施設		
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行うICT等の導入を支援する事業			10 / 10
特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室, 介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員30人以上の有料老人ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅), 地域密着型特別養護老人ホームおよび併設されるショートステイ用居室, 小規模(定員29人以下)な介護付きホーム(有料老人	496千円×定員数		
		設置に必要な備品購入費, 工事費または工事請負費および工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって, 旅費, 消耗品費, 通信運搬費, 印刷製本費および設計監督料等をいい, その額は, 工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)	
		整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって, 旅費, 消耗品費, 通信運搬費, 印刷製本費および設計監督料等をいい, その額は, 工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)	
		導入に必要な次に掲げる経費・介護ロボットの購入, リース契約に係る経費(介護ロボットの設置工事費, 整備費, 通信費は含まず, 当該年度中に係る経費に限る。) ・Wi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。), モデム・ルーター, アクセスポイント, システム管理サーバー, ネットワーク構築)(通信費は含まず, 当該年度中に係る経費に限る。) ・職員間の情報共有や職員の	

<p>ホームまたはサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)</p>		<p>移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）</p> <p>・介護ロボットを用いて得られる情報を記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。）、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。））</p> <p>・タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照会等に依った場合の経費、介護ソフトの利用料やリース料（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。また、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外）</p>	
<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</p>	<p>7,630千円×施設数</p>		
<p>介護施設等の看取り環境の整備事業</p>			<p>10</p>
<p>介護付きホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、小規模（定員29人以下）な介護付きホーム</p>	<p>3,820千円×施設数</p>	<p>整備のための改修に必要な工事費または工事請負費および工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費および設計監督料等はいずれもその額は、工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）設備については、需用費（修繕料）、使用料および賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負を含む。）</p>	<p>10 / 10</p>